

第13回 輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議

財務省

令和7（2025年）年2月14日

検討事項

1. ガイドライン・利用規約等の改正について

2. 個票データ等の利用期間の延長について

3. (第4期) 共同研究の選定にあたっての審査

等

1 . ガイドライン・利用規約等の改正について

ガイドライン・利用規約等の改正について

■ 主な改正点

● 第10「利用後の措置等」及び第12「利用実績報告書の作成・提出」の改正

ガイドライン第9の4 また書き以下の規定に基づき、学術誌投稿論文の査読対応を理由とした個票データ等の利用期間の延長を認めた場合に、利用終了時と同様に中間生成物の破棄や検証用データの財務省への移管、実績報告などを求めることとし、ガイドライン上もこの旨を明記する。

■ その他の改正点

● 個票データ等の利用規約

- ・ ガイドラインの改正に伴う修正（第9条第1項、同条第2項）

※その他体裁等の軽微な変更については記載を省略

ガイドライン・利用規約等の改正について

【ガイドライン改正後】※以下の下線部を改正

第10「利用後の措置等」

1 中間生成物の措置について

各利用者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）及び研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要があることを理由に利用期間の延長をした場合、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告しなければならない。

（略）

2 データ措置報告書提出後の身分について

客員研究官に任用された個票データの利用者が個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）に基づきデータ措置報告書を提出した場合は、任期にかかわらず客員研究官を解任する。

第12「利用実績報告書の作成・提出」

1 利用実績報告書の提出

(1) 研究等の成果を公表した場合

代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には、成果の公表が全て終了した後）及び研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度個票データ等を分析する必要があることを理由とする利用期間の延長を初めて行った場合、財務省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。

2. 個票データ等の利用期間の延長について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第2期共同研究の林教授および深尾教授の両研究チームより、個票データ等の利用期間の延長について届出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。

※ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

4 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。(略)

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を財務省に提出するものとする。(略)

(2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、財務省は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
- ④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。
- ⑤ 申出書及び研究計画書等の添付書類に示された内容に沿って、研究が着実に遂行されていること。

3. (第4期) 共同研究の選定にあたっての審査

(第4期) 公募を行う研究テーマ

○公募にあたっては、国際貿易に関する研究分野と、その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究分野の2つの区分を設ける。

【公表形式】

○募集テーマ

- ① 国際貿易に関する研究（関税及び企業行動に関する分析を含む）
- ② その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究
- ※ ①・②合計で1～2件程度

○共同研究の選定・実施手続き

申請いただいた研究計画については、ガイドライン記載の審査基準を満たすことを確認したうえで、「輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議」の意見を踏まえ、財務省において、第4期の共同研究期間（令和7年春から2年間を想定）に実施する共同研究を決定し、結果を書面にて代表者に通知いたします。